

公益社団法人福島相双復興推進機構では、「相双地域共同受注体（仮称）支援業務」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島県内被災 12 市町村（※）（以下「相双地域」という。）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、事業者の方々への個別訪問や事業再開支援等の推進に加えて、生活・事業環境整備のためのまちづくり支援など段階的に取組みを拡大してきた。産業創出 G では、これまで、産業集積の形成支援を目指し、相双地域の地元企業向けビジネスマッチング、新事業展開・取引拡大に向けた支援をしてきた。

近年の傾向として、工業系製造業における発注は、単独の部品よりもユニット単位（複合的な製品）や設計・加工・組立までの一貫した内容が増えている。しかしながら、個社の得意分野は板金や切削加工、金属、樹脂加工といった個別領域に限定されていることが多く、単独企業で一貫対応が困難な案件も多く、発注者ニーズに応えられず失注し、他地域へ仕事が流出するケースも見られる。

こうした状況を踏まえ、相双地域の各企業がそれぞれの強みを生かし協力することで、ユニット単位や一貫での製造ニーズなどの個社では対応できない案件を受注可能とすることを目的に、2024 年度に相双共同受注プロジェクトを立上げた。

2025 年度は前年度の検証・改善をした上で、実践期間として、展示会出展や認知度向上策の実施、参加企業同士の繋がりを強化し一体となった営業活動を実施し、2026 年度自律自走に向け継続的に活動する共同受注体への発展を目指す。本支援業務では、プロジェクト参加企業がこれらの取組を円滑かつ効率的に遂行できるよう支援を行う。

（※）「福島県内被災 12 市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村をいう。

2. 事業内容

（1） 件名 相双地域共同受注体（仮称）支援業務

（2） 業務内容等

① 戦略・年間実施計画の立案及び実行支援

- 相双地域共同受注体（仮称）（以下「当共同体」）の 2024 年度取組を踏まえた、目的達成のための戦略や年間実施計画の立案及び実行支援

② 体制確立に向けた活動

1. 当共同体の運営ルール（総則・受注フロー）の評価・改善

- 自律自走に向けた仕組み作り
 - ・ 運営ルール（総則・受注フロー）に基づくチェック表作成と四半期毎のチェック
- 体制・機能
 - ・ 当共同体各種役割についてのアドバイス、改善提案
- その他課題解決
 - ・ 期間中に発生する課題についての整理、対策案策定

2. コーディネーター（企業）の支援

- 営業活動の支援（専門的立場からの助言・個別案件打合せに係る支援（スケジュール調整、会場・資機材手配、資料・議事録の作成 等））
- 当共同体コーディネーター（企業）としての能力向上支援（勉強会開催、セミナー受講等）

3. 新規参加企業への対応

- 新規参加企業への当共同体の体制、活動内容等の説明
- 新規参加企業への訪問による機械設備・事業、製造ターゲット等の特色の把握

4. 類似共同受注体との関係構築

- 類似共同受注体の情報収集、意見交換会の企画・実施（2 回）

③ 受注獲得へ向けた活動

2025 年度、見積 6 件・受注 3 件の獲得、継続的受注を目指し以下の活動を行う

1. ターゲット業界における市場調査

- マッチングサイト案件活用の支援
- 当共同体への発注可能性が高い産業分野・個別企業の情勢調査・把握

2. 認知拡大に向けたプロモーション

- 当共同体の展示会出展（1 回）へ向けた企画、当日の運営支援
- 問合せや HP 新設に関する検討・作成
- SNS 等を活用した PR 方法検討・実施
- その他効果が高く実効性のあるプロモーションの検討

3. 失注案件に関する分析、課題把握、対応策立案

④ 2026 年度年度の活動に関わる支援

- 1. 2025 年度末に残存する課題の整理と対策案の策定
- 2. 自律自走に向けた 2026 年度活動計画の立案

⑤ 定例会等の企画・運営

1. 当共同体定例会の企画・運営及び支援
 - 企画・募集・スケジュール調整、会場・資機材手配、講師手配、資料・議事録の作成
2. 当共同体及び参加企業各社の機械設備・事業、製造ターゲット等の特色の把握、参加企業間での理解促進、および企業間での信頼関係強化
 - 参加企業同士の工場見学の企画・実施
3. 発注者になりうる大手製造業への見学会の企画・運営（1回）

上記①～⑤の中で具体的作業を例示しているが、これにとどまるものではなく、前述の業務目的の達成に対し効果が高く実効性ある戦略を立案および実行すること。

（3）業務期間 2025年4月下旬予定（契約締結日）～2026年3月26日

（4）納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル
公益社団法人福島相双復興推進機構 産業創出グループ

3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 契約の要件

- （1）予算規模：39,650,000円（税抜き）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

（1）募集期間

募集開始日：2025年3月10日（月）

提案書・見積書の締切日：2025年4月11日（金）17時迄（必着）

（2）質問期限及び回答方法

- ①質問期限：2025年3月18日（火）17時迄（必着）

下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により質問してください。

- ②回答方法：2024年3月24日（月）以降

弊機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載します。

（3）参加表明期限及び回答方法

2024年3月28日（金）17時迄（必着）

9. 問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により回答してください。

参加表明のない方からの応募は受付いたしません。

（4）応募書類

- ① 以下の書類を（5）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・見積書（書式任意）
- ・企画提案書（書式任意）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・直近の財務諸表
- ・業務委託契約書（案）※代案がある場合

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(6) 秘密保持

契約書記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 決定方法

応募者の価格が予定価格の制限内であり、かつ、評価手順書に基づいた評価結果によって得られた数値の最も高い者を落札者とする

(2) 審査方法

審査にあたっては審査委員会等によりで審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案にするヒアリングを実施します。

(3) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3.の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(4) 調達候補先の決定及び通知について

調達候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

- ① 業務の目的、内容
 - 1 業務目的
 - 2 業務内容
 - 3 業務実施方法
- ② 業務実施計画
 - 1 業務実施計画
- ③ 業務実施体制
 - 1 事業実施体制
 - 2 組織としてのネットワーク・人的基盤
 - 3 業務従事予定者の専門性、類似事業実績
 - 4 業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

工数および費用については、見積書に記載する。

業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、会場費、講師謝金等（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含める。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当： 高橋、加納

E-mail : kikou-koubo_r5-3@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

(様式1)

受付番号
※記載不要

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

「福島相双地域製造業が共同体として付加価値を高め、稼ぐ力を向上させるための仕組み・体制の構築」 申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	